

令和元年度第7回市民活動センター評価委員会 摘録

日 時：令和元年12月11日（水）10：00～11：50

場 所：京都市役所西庁舎3階 第1会議室

出席者：

（委員，敬称略）吉田 忠彦（近畿大学教授）＜委員長＞

中井 歩（京都産業大学教授）＜副委員長＞

重野亜久里（特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと代表）

土江田雅史（公認会計士）

※ 伊豆田委員，鈴木委員は欠席

（事務局）京都市文化市民局地域自治推進室

地域自治推進室長 猪田 和宏

市民活動支援課長 川瀬 清一郎

担当係長 坂口 景章

担当 岩雲 千夏

傍聴者：1名

取材者：なし

議 題：いきいき市民活動センターの在り方検討について

開催概要

1 開 会

2 議 事

（1）利用者アンケート調査の集計結果について（センター別集計結果及び自由記載欄）

事務局から，利用者アンケート調査のセンター別集計結果及び自由記載欄について取りまとめた資料の説明を行った。

（2）いきいき市民活動センターの在り方検討について

事務局からこれまでの評価委員会における議論の概要と，現行の指定管理業務に係る仕様書の内容を説明のうえ，諮問項目の3つ目である「指定管理業務の仕様の見直し」について，議論を行った。

（3）（1）及び（2）に関する評価委員からの意見及び質疑応答

（委員）

アクセスのよい市内中心部のセンターは市全域から利用があり，アクセスのよくない南部地域のセンターは利用状況が厳しいという傾向がある。こういった立地条件による利用状況の差については，改善が難しい。

また，人口減少を受け，行政が公共施設を統合していく傾向にあるため，いきセンにおいてもそういう議論が必要となるのではないかと。市の施設の利用状況だけで議論するのではなく，

国や府、民間の類似施設の分布状況を踏まえ、将来の建替えや廃止について情報共有しながら連携して統廃合に係る検討も行っていく必要がある。

以前に、高齢者ふれあいサロンの名前を変えてほしいと意見したことがある。センターによっては子育て世代の利用ニーズも考えられる中で、高齢者ふれあいサロンの利用を高齢者に限定しないといけないものか。現在、職員を常時1名配置しているため人件費が掛かる一方で、利用が少ないいきセンもある。また、高齢者ふれあいサロンに人員を配置していないいきセンもあるが、配置しないということも可能なのか。

(事務局)

高齢者ふれあいサロンに人員を配置していない上鳥羽北部・上鳥羽南部いきセンに関しては、センター本館内に高齢者ふれあいサロンを設けていることから、仕様上、配置を求めている。

(委員)

人員配置について、高齢者ふれあいサロンには常時1名、本館には常時2名配置しているが、これは一律に決められているのか。

(委員)

もう少し柔軟に配置数を決めることはできないのか。また、利用者がいない状況でも配置しておかなければならないのか。

(事務局)

常時配置しておくよう定めている。

(委員)

監視カメラを置くなど、利用者の出入りを把握できるようにしていれば人件費等のコストを削減できるのではないのか。

(委員)

高齢者ふれあいサロンの名称の変更の可否、高齢者ふれあいサロンが別棟で設置されているいきセンと、同じ棟内にあるいきセンの設置経過、人員配置の設定根拠について事務局からお答え願いたい。

(事務局)

高齢者ふれあいサロンは、隣保館の付帯施設である福祉センターを転用して設置したため、福祉センターが設置されていなかった上鳥羽北部いきセン及び上鳥羽南部いきセンについては、本館の中に高齢者ふれあいサロンと位置付けた一室を設けたものである。また、北いきセンには別棟の高齢者ふれあいサロンがあったが、仕様の見直しにより閉鎖したものである。

(委員)

高齢者ふれあいサロンを設置するということは、どこかに定められているのか。福祉センターから転用されたものの、実態としては地域の法事に使用され、高齢者の居場所にもなっている。これらのことについて見直す余地があるのか。

(事務局)

高齢者ふれあいサロンは、条例で定めており、開所時間等も規定されている。また、要綱において、「高齢者の憩いの場として自由に利用できるもの」として用途に関しても定めている。

(委員)

高齢者ふれあいサロンについて検討するためには、条例を改正しなければならない部分があるということか。

(事務局)

そうである。

(委員)

条例に規定されているものの、現時点で高齢者ふれあいサロンを設置していないいきセンがあるのであれば、全てなくしてしまうということも可能ではないか。条例改正等の手続があるとしても、歴史的役割を終えたということで廃止することもできるのではないか。

(委員)

少子高齢化が進む中で、高齢者の居場所が求められていることを踏まえつつ、高齢者ふれあいサロンの在り方についても見直す必要がある。

(委員)

これまで地域の集会所としての役割を担ってきた歴史的経過も踏まえ設置されているが、本来の市民活動支援という観点からは、高齢者の市民活動も含め、子育て世代などもう少し広い世代が利用できる活動の場として機能するべきではないか。

監視カメラの設置などの技術的な工夫により、常時職員を配置せずとも運営できる体制は考えられる。社会状況を踏まえた高齢者ふれあいサロンの在り方について、改めて検討する必要がある。

(委員)

高齢者の居場所を排除するというのではなく、もう少し対象世代を広げ、「ふれあいサロン」「交流サロン」などの名称にし、高齢者も含めて利用できる施設としてはどうか。また、高齢者と子育て世代の交流にもつながる。

(委員)

地域によっては高齢者が集まる場所が求められていて、実際に高齢者の利用が多いところもあるが、高齢者の利用に限定する必要はない。限定しなければ、子育て世代の利用も増えてくるのではないか。保育所と老人福祉施設とが連携して行う事業の事例もある。

(委員)

高齢者ふれあいサロンの活用の成功事例としては、伏見いきセンにおいて、高齢者が子どもに対して実施している教室などがある。

(委員)

高齢者ふれあいサロンに常時1名、本館に常時2名の人員配置の設定根拠についてはどうか。

(事務局)

全センターにおいて貸館と市民活動活性化事業を含む市民活動支援を実施しており、貸館においては公金収納事務も行っていることから、本館には常時2名の職員を配置することとしている。

(委員)

利用料金制を採用し、公金収納事務が不要となれば、人員配置の変更も可能になるというのか。

(委員)

左京西部いきセンは、視察時も貸館が満室の状態であった。そういった施設において使用料を徴収する一方で、利用の少ない南部のいきセンの使用料を無料として、収納事務をなくしてしまうことも考えられるのではないか。

利用者負担という考え方も重要ではあるが、そのために常時2名の職員を配置し、人件費が多くかかっているのであれば無駄ではないか。利用料金制を導入して指定管理者に収益が生まれるところはいいが、収支を賄えない場合は補助が必要となってしまう。

(委員)

現指定管理制度では、貸館の利用率に関わらず、職員の配置数は2名と設定されているため、利用率向上のための指定管理者のインセンティブが働かない状態である。

(事務局)

人員配置については、公金収納事務のために2名置いているのではなく、全センターにおいて市民活動支援・活性化事業にも従事していただく必要があることから2名を配置することとしている。

(委員)

公金収納事務に人員が割かれているということは事実である。使用料を指定管理者の収入とすれば、常時2名の配置は不要となるいきセンもあるのではないか。さらに、利用率向上に向けた経営努力も報われる。

(委員)

アンケート集計結果によると、いきセン利用団体が他に利用する施設として楽器店が多くみられるが、これは北いきセンなど音楽室を有しているセンターの代替として、音楽活動に利用されていると考えられる。民間の施設によっては1時間5,000円掛かるところもあり、使用料の安価ないきセンが優先的に使用されているのではないか。

また、運動系・文化系サークルの活動が貸館利用のほとんどを占めていることに加え、市民活動支援に関しては、認知度、利用頻度ともに低い状況である。

(委員)

今回のアンケート調査は、貸館利用者を対象としているが、貸館を利用せずに、いきセンからの支援を受けた団体などの意見は聞いていないのか。そのような団体にいきセンの支援の効果がみられるかもしれないが、どうすれば把握できるのか。

(委員)

市民活動団体であれば、支援だけを受けるというのではなく、活動場所としてミーティングなどに会議室を利用するものではないか。

(委員)

アンケート調査の実施期間はどれほどか。

(事務局)

1箇月である。

(委員)

指定管理者によっては、芸術活動のハブとして機能している法人もある。団体への支援の状況は、貸館利用の状況から把握することは難しい。

(委員)

これまでは仕様書に基づき指定管理制度によるいきセンの運営を行ってきた。これに対し、今回の在り方検討における議論の中で、より柔軟に活用方法の提案を求めるプロポーザルの実施などについて意見が出ていた。

しかし、こういった手法の検討に関しては、一定の理由付けが必要であり、答申として論拠をもって提案する必要がある。

(委員)

これまでに、隣保館、コミセン、いきセンと、施設の有効活用の観点から転用されてきた経過がある。この半年、各センターの視察も行ったが、施設が十分に活用されておらず、利用者が少ないいきセンは、全諸室を貸館に供しても一部しか使われていない状況である。これでは、市民活動を支援する施設であるいきセンとしては十分に活用されていないとの評価になる。

既存施設の有効活用という元々の出発点に立ち返って、民間事業者も含めてよりよい活用方法の提案を求める必要があるということが、再活用に係る我々の提案の論拠となるのではないか。

(委員)

条例で定められている事項に縛られているのであれば、規定を改正すればよいのではないか。

(委員)

同和施策の終結により、隣保館、コミュニティセンターから設置目的も変更していきセンを運営してきたが、うまくいっている部分とそうでない部分がある。

(委員)

施設運営に新しい企業や団体が参入し、地元地域への配慮や地域活動のバックアップなど、新たな事業を展開してもらうことで、地域の活性化にもつながるのではないか。

(委員)

どういった活用方法でも良いということではなく、地域に根差した施設であることを前提に、今よりも有効に活用できる方法がないか、我々だけで議論するのではなく広く柔軟に提案してもらう形とする方が望ましい。

(委員)

各いきセンの利用状況がグラデーションとなっている中で、いきセンの枠組みで取り扱うことは難しいという議論もあった。

(委員)

転用してから8年が経過するいきセンを総括したうえで、現状どおり又はより積極的に活用する方法をプロポーザルにより募集していく。ただし、いきセンとして残す場合は貸館事業のみに特化するということも考えられる。

(委員)

貸館事業と活性化事業は相互に影響を与え合うものである。団体の活動拠点であるとともに、他団体とのコミュニケーションも促進されていく。

(委員)

改良住宅などにおける高齢化問題について地元の人たちによって取り組まれてきたが、ここに NPO 法人や社会的企業が入り、地元のバックアップや地域の活性化をしていくという可能性を見出すことができるのではないか。

(委員)

子ども食堂や高齢者食堂といった取組が拡がりを見せる中で、そういった場所を提供できるというところが、行政の重要な役割である。

行政内部での手続上、貸館にできないスペースがある場合についても、何らかの活用ができ

ないか考えてもらいたい。

(委員)

これまでは、条例、要綱及び仕様書において定められていた枠の中で事業が実施され、評価してきた。それを見直し、地域の活性化や地域コミュニティに資する施設とする前提で、自由に活用提案を求めるプロポーザルをすることにはどうか。

プロポーザルにおいて、提案が出なかった場合や採用できる内容でなかった場合にどうするかも考えておく必要がある。直ちに施設を廃止するという事は厳しいものの、そのまま供用し続けるというものでもない。既存施設の有効活用という経過であり、どうしても活用の見込みがない場合は、他の方法を考えるしかない。

施設の統廃合は、学校施設等他の公共施設でも行われていることであり、財政事情や高齢化、人口減少などの状況も踏まえて検討されるべきである。

サークル活動として利用されている実態を否定するものではなく、貸館機能としては一定残していく必要がある。

(委員)

ただし、貸館機能のみの施設について、継続して更新していくことは難しい。

(委員)

いきセンがない行政区とのバランスを考えると、更新してまで供用し続けるのかという不公平感に対して合理的な説明ができない。再生産ということは基本的に想定しない。

(委員)

そう遠くない将来に耐用年数の問題も出てくる。最も早くに耐用年数を迎えるいきセンはどこか。また、今後どれほど継続して供用できるとお考えか。

(事務局)

もっとも古い施設で築50年を超えており、大半が40年を経過している。前回の評価委員会においても、再整備するべきか決めておく必要であるといった意見もあり、今後検討していくべきであると考えている。

(委員)

中長期的に見れば、既存施設の有効活用を基本とした時限付きの見直しとなる。在り方検討に係る答申の提出をもって今期委員の任期は満了となり、いきセンの新たな活用に関するプロポーザルの審査等に関しては、別個の外部審査組織が立ち上がる可能性もある。

ここでは、これまでの総括と今後の中長期的な在り方について検討し、既存施設の有効活用と市民活動に資する施設とすることを前提とした活用方法の大枠を定めて、プロポーザルを実施することを提案する。提案によっては、いきセンとは全く異なる施設となる可能性もあり、未活用スペースの活用も踏まえた提案を求める必要がある。

提案状況が芳しくない施設は、貸館事業を軸として施設を運営し、活動の場を地域に残すことになる。この場合は、利用料金制を導入し、人員配置について柔軟な設定を可能にするにはどうか。

(委員)

使用料の値上げも検討してはどうか。現状維持を求める意見も多かったが、1時間100円はさすがに安すぎるのでは。

(委員)

他の公共施設でも400円～1,000円するところがある。

(委員)

使用料を値上げしても良いという意見もあった。

(委員)

利用料金制の導入により、指定管理料収入に加え、集客努力で収益が上がるというインセンティブを働かせるため、柔軟な料金設定を可能としては。ある一定の収入があれば、指定管理者としてもいろいろなことができる。施設の立地にもよるが、もう少し市民感覚を取り入れて設定がされるべきである。

(委員)

音楽室などは、河川敷での楽器練習ができなくなったこともあり、安価で練習できる施設として重要視されている。

(委員)

一方で、音楽活動をする大学生などの利用が多く、そのような利用者のための施設というわけではない。プロポーザルを行った場合、芸術や音楽活動に特化した施設としての活用提案も考えられる。下京については、芸大の移転といった事情から施設活用の可能性は様々考えられる。

(委員)

高齢者ふれあいサロンについては、高齢者を含めた多世代が触れ合える施設としての活用提案を求めることとし、良い提案がない場合には、施設の再生産は行わないことを前提とする。

(委員)

近隣の類似施設の設置状況を把握し、改修予定などの情報を共有しておく必要がある。

(委員)

周辺にある改良住宅との連携も検討しては。留学生との中間支援の拠点として活用できるNPO法人の参入なども考えられる。

(委員)

多文化交流カフェとして収益を上げつつ、地域のコミュニティスペースを設置するといったソーシャルビジネスの機会を設けたり、河川敷が近くにある地域では、スポーツやドローンといった新産業の実験を行う企業が、地域コミュニティへの貢献事業も行うといった多様な展開が、いきセンの更なる「進化」につながるのではないか。そのために、利用料金制や人員配置の設定も柔軟な仕様とすることが必要である。

コミュニティに資する施設として継続することも大切だが、このままの運用ではその機能も衰退していく。機能分化し、進化していくことが必要であると思う。全ての施設で成功しなくとも、一つ成功例ができればモデルケースとなる。

(委員)

市民活動支援や活性化事業に関しては、実施することが困難ないきセンもある現状を踏まえ、提案制で実施してもらうこととするのがよいと考える。

(委員)

市民活動活性化事業はいきセンのない行政区でも実施できるようにしてはどうか。

(委員)

そうすると、仕組み的には助成金制度のようなものとなる。全市的な助成金制度の創設となると複雑で簡単にはできないと思うが、アイデアとしては考えられる。活性化事業については、提案制とし、採択・不採択を決定する形とする。また、採択・不採択によって、指定管理料も変わってくる。

(委員)

市民活動活性化事業を提案制とすることで、事業者インセンティブが働き、いい影響が出ると思う。

(委員)

評価委員会における議論は、①これまでの指定管理における各いきセンの運営状況の評価、②①及び地域のニーズや立地条件等を踏まえたいきセンの在り方、そして今回の③指定管理業務の仕様の見直しとなっている。

評価委員会としては、いきセンとしてのこれまでの施設利用に限定せず広く議論を展開し、いきセンでない活用も含めた活用提案を募集することを検討してきた。募集に当たっては、市民活動や地域コミュニティに資するものであることを前提とし、柔軟な提案を求めるとともに、基本的には既存施設の有効活用という観点で今後の活用の検討を行う必要があると考える。また、地域の様々な活動の拠点となっていることを踏まえ、貸館事業については継続して行うことが求められる。

貸館事業の実施に当たっては、利用料金制の導入や、事業内容に合わせた人員配置とすることにより、事業者のインセンティブが働く仕組みとする必要がある。

高齢者ふれあいサロンについては、用途に関する限定を柔軟にし、高齢者を含めた多世代が利用し、交流を図れる活用方法を提案できる仕組みとする。また、有効な活用提案がされない場合は、施設として切り分けて、他の有効活用を検討する必要がある。

市民活動支援や活性化事業は、一律に実施するのではなく提案制とし、事業内容により採択・不採択を決定し、それが指定管理料にも影響する仕組みとしてはどうかと考える。

以上